

# 能美市測量設計業務委託最低制限価格取扱要綱

平成28年9月28日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、能美市が発注する測量設計業務委託の契約の締結にあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格の運用について必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 競争入札に付する全ての測量設計業務委託とする。

(最低制限価格基準額の算出方法)

第3条 建設工事に係る測量設計業務委託の請負契約における最低制限価格基準額は、次の各号に掲げる業務の種別(当該業務の予定価格算出の基礎とした委託設計書等(以下「委託設計書等」という。)に係る業務の種別をいう。)に応じ、委託設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、第1号から第3号までに掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第4号に掲げる業務委託にあっては、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額とし、第5号に掲げる業務委託にあっては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 建設コンサルタント業務(水道施設・下水道施設を含む。)

直接人件費、直接経費、その他原価に10分の9を乗じて得た額及び一

般管理費等に 10 分の 5 を乗じて得た額の合計額

(2) 建築又は設備設計業務

直接人件費、特別経費、技術料等経費に 10 分の 6 を乗じて得た額及び諸経費に 10 分の 6 を乗じて得た額の合計額

(3) 補償コンサルタント業務

直接人件費、直接経費、その他原価に 10 分の 9 を乗じて得た額及び一般管理費等に 10 分の 5 を乗じて得た額の合計額

(4) 測量業務

直接測量費、測量調査費及び諸経費に 10 分の 5 を乗じて得た額の合計額

(5) 地質調査業務

直接調査費、間接調査費に 10 分の 9 を乗じて得た額、解析等調査業務費に 10 分の 8 を乗じて得た額及び諸経費に 10 分の 5 を乗じて得た額の合計額

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の種類及び内容等により必要と認める場合は、10 分の 8.1 から 10 分の 6 まで(前項第 4 号に係る業務委託にあつては、10 分の 8.2 から 10 分の 6 まで、前項第 5 号に係る業務委託にあつては、10 分の 8.5 から 3 分の 2 まで)の範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格基準額とする。

- 3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、最低制限価格基準額を定めることができる。

(最低制限価格の算出方法)

第 4 条 最低制限価格は、前条の規定により算出した最低制限価格基準額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額にランダム係数(無作為に算出される 0.9990 から 1.0010 までの数値)を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。

(最低制限価格の周知)

第 5 条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

#### 附 則

この告示は、平成２８年１０月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う測量設計業務委託から適用する。

#### 附 則(平成２９年３月３０日告示第６０号)

この告示は、平成２９年４月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う測量設計業務委託から適用する。

#### 附 則(平成３１年４月１９日告示第６８号)

この告示は、平成３１年５月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う測量設計業務委託から適用する。

#### 附 則(令和６年４月２３日告示第６２号)

この告示は、令和６年５月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う測量設計業務委託から適用する。

#### 附 則(令和６年６月１２日告示第８３号)

この告示は、令和６年７月１日から施行し、改正後の能美市測量設計業務委託最低制限価格取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う測量設計業務委託について適用する。